

26生福第2512号  
平成26年9月4日

義援金福島県配分委員会委員 様

福島県保健福祉部長

東日本大震災義援金第2次配分の追加送金について（報告）

委員の皆さまにおかれましては、義援金の配分に関しまして多大な御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本赤十字社より追加送金がありました国（日赤等）義援金及び現在まで寄せられた福島県義援金を、先に委員会において決定いただいた義援金の第2次配分により、下記のとおり各市町村へ枠配分として追加送金いたしましたのでお知らせいたします。

また、平成26年7月末時点の義援金の配分状況につきましては、別表のとおりとなっておりますので、併せて御報告させていただきます。

記

- 1 国（日赤等）義援金第2次配分の8回目の追加送金
  - (1) 1ポイント当たりの換算額 22,000円  
(第2次配分1回目～8回目合計 843,808円)
  - (2) 今回追加送金総額 約 23億7千万円
  - (3) 今回送金後の県留保額 約 1億7千万円
  
- 2 福島県義援金第2次配分の5回目の追加送金
  - (1) 1ポイント当たりの換算額 9,000円  
(第2次配分1回目～5回目合計 130,000円)
  - (2) 今回追加送金総額 約9億9千万円
  - (3) 今回送金後の県留保額 約 1億1千万円

※送金対象被害 1ポイント＝死亡、行方不明者、住家全壊、原発避難関係世帯  
0.5ポイント＝住家半壊

- 3 県留保額
  - 1 (3)、2 (3) のとおりの金額を県において留保いたします。これは、市町村において、現在も解体認定等の住家被害認定や災害関連死等の認定が継続しており、今後新たに被害認定された方に対応するためのものです。市町村における認定状況に応じて市町村に配分して参ります。
  
- 4 送金日  
各市町村へは、平成26年7月25日（金）に送金いたしました。

（事務担当 社会福祉課 主事 緑川大志 電話 024-521-7322）